

## 通常総会議案第 号 新法人の選択について（案）の付加説明

### 新生長野県建築士会の将来ビジョン

#### 「公益社団法人」を目指して

長野県建築士会会長 関 邦則

はじめに

長野県建築士会は、平成19年度から5年に渡り、公益法人制度改革に伴う新法人への移行問題について検討してきました。検討が始まった頃には、まだ新しい法案は施行されておらず、詳細な内容についても確定的な情報は多くなかったと記憶しています。今日までずっと「社団法人」（新法案施行後は暫定的に「特例民法法人」）を掲げて、真摯に活動してきた私たちにとって、組織の具体的な事業内容ではなく、組織の性格や今後の方向付けを問われるという経験は初めてのものであり、議論や会議を重ねるなかで、大きな岐路に立たされているということを実感してきました。その後、平成20年12月1日に公益法人制度改革関連法案が施行されたのを受けて、最終期限である平成25年11月30日までの移行完了に照準を合わせた検討が進められ、先行して本会与支部の会計統合などを実施してきましたが、いよいよ最終的な移行選択の決断をしなければならない段階になりました。

この問題に費やされた5年の間、長野県建築士会に対する3300余名の会員の深く熱い想いや、15支部の熱心な取り組みをひしひしと感じながらも、公益法人制度改革法案が定めている諸条件との相克に、悩みとまどい続けてきました。新法人への移行選択という最終目標に向けた議論の波紋は、長野県建築士会の将来について、真剣に考え語り合う機会の広がりとなっていきました。結果として、理想や夢ばかりではなく、いままで表面化してこなかった財政面における大変厳しい現実・会員間の意識の差・支部毎の基盤の相違といった難しい問題が次々と浮き彫りになってきました。これらは、新法人への移行問題とは直接的に関係のない枝葉の問題のように見えるかもしれませんが、そこには何一つ無駄になるようなものはなかったと思っています。なぜなら、それは、長野県建築士会にとって、初めて訪れた非常に有意義な集中議論・意識共有の場であったということが出来るからです。

ここでは、これまでに検討してきたことの要点を集大成的に整理しながら、公益法人制

度改革に伴って誕生する“新生長野県建築士会”の“将来ビジョン”をまとめておきたいと思えます。長野県建築士会が、今後、より強固に団結して歩んでいくための指針にしていただくことを強く望みます。

## 第1節 基本的な状況

このたびの公益法人制度改革は、明治29年の民法制定以来、約1世紀ぶりとなる大きな改革で、官の立場ではできにくい公益を民の立場から補完することが狙いとされていますが、実際には、今日まで一元的に管理してこなかった曖昧な許可基準を明快にして、優遇税制を悪用した脱税などの不正行為や天下りを防止しつつ、新たな税管理体制を整えるといったことも含まれているようです。

私たちのような既存の社団法人に対しては、自らの意志による選択の自由が与えられましたが、その選択はそれほど単純なことではありませんでした。

### ■建築士会の使命

私たちは、公益法人制度改革を機に重ねてきた議論や研究の中で、“建築士の使命は社会に尽くすことにある”と改めて認識してきました。そう考える背景には、そもそも「建築」というものが、単に建築主の必要に応じた物理的な資産であったり経済的な行為であったりというだけではなく、人間の生活に希望やうるおいや幸福をもたらし、さらに歴史や文化の一端を築いているという時空を超越した壮大な認識があるのだらうと思えます。私たちは、日々淡々と業務に取り組んでいますが、そうした崇高な「建築」の世界に関わっていることに強い自負を感じています。

その「建築」に関わる専門資格者団体が、社会に貢献できる活動をしたいと強く意識するのは、“ありたい姿”であり“あるべき姿”であると言えるでしょう。一部の不誠実な建築士による反社会的行為によって失った信頼は、東日本大震災などの災害復興支援に対する精力的な協力活動によって回復しつつありますが、今後は、そうした緊急事態に限らず、さらに広い分野での「社会貢献」活動にも意欲的に取り組んでいくべきだと思います。また、周囲からもそうした期待が高まってくるものと予想されます。身のまわりの地域や住民との接点は原点的な意味において大切にしていかなければならないものだと思いますが、県レベル・国レベル・国際（地球）レベルに向けた視野と活動も、建築士や建築士会にとっての「社会貢献」の対象となっていることも認識しておかなければなりません。

## ■公益法人制度改革が求めているもの

改正された公益法人制度では、「公益社団法人」の認定に際して、総支出金額に対する公益目的事業比率が50%以上であり続けることを条件としています。言い換えれば、公益目的事業比率が50%以上であり続けることができる社団法人組織だけが「公益社団法人」の認定を受けられるということになります。50%という数字を超えることよりも、むしろそれを持続できる組織であるということによって、税制優遇措置が悪用されることを防止しようとしているのだろうと考えられます。この条件を下回った場合には、法律に基づいて公益認定が取り消され、強制的に「一般社団法人」へ移行させられることになり、所有している残余財産を同種の公益社団法人又は国若しくは地方公共団体に贈与しなければならないというリスクをはらんでいます。したがって、長野県建築士会が存続する限りにおいて、公益目的事業比率を50%以上確保したまま走り続けることができるという確証は、移行選択にあたって非常に重要な判断基準となります。

「一般社団法人」が比較的簡単に設立認可を受けられ、税制面での特典も少ないという側面から、「一般社団法人」より「公益社団法人」の方が上位の格付けにあるという解釈が流布され、移行判断に混乱が生じたことがありました。しかし、これは誤った解釈であったことがわかり、それぞれに性格が異なっているという理解が正しいとされています。一般的には、寄付金などで運営され不特定多数者を対象にした事業を行っている組織は「公益社団（財団）法人」に、会員の会費で運営されている“共益”的な組織は「一般社団（財団）法人」に移行するのが妥当であるとされています。その団体の存在目的や事業内容にふさわしいユニフォームを着ることが重要であるとも言われています。

また、団体内部における支部の存在や活動は認められていますが、その収支会計については“一つの団体”としてまとめられていることが必要です。これは、今後の税制管理体制を集約し合理化していくための方策だろうと考えられます。

## ■長野県建築士会の特徴と現状

長野県建築士会は、建築士法が制定されて間もない昭和27年に創立されました。それから60年に渡り、専門資格者団体として、会員個人の資質向上としての「研鑽」や仲間づくりとしての「交流」といった“共益”活動を主軸に、数々の事業を展開してきました。有資格者の長野県建築士会への加入率は全国的に見ても高い数

字を示しており、県内全域にネットワークを持つ大規模な団体組織の一つとして位置づけられるまでになっています。近年は、対社会的な“公益”活動としての「社会貢献」にも取り組んでいます。会員としての優先的メリットを求める意識が強いという現実があることも事実だと思えます。

また、長野県の地理的特性を反映して、各支部の自立意識が強いところが長野県固有の特徴のようですが、県内全域に及び交流・連合会との連携も活発で、会員にとって欠くことのできない精神的な拠り所になっているものと考えられます。それぞれの地域で、行政機関や他団体とも密接且つ良好な協力関係を保っており、専門資格者団体としての社会的役割や責任を果たしています。

会員数は、創立から約30年後の昭和58年に4900人余に至りましたが、それ以後は減少しています。近年は、成長社会から充足社会への転換に伴う建設需要の縮小化、建築士の高齢化、新規資格取得者数の鈍化などによって、全国においても減少傾向は著しくなっています。会員増強は常に大きな課題となっていますが、なかなか成果に結びつかないのが現状です。

財務状況は、会員減少に伴って、組織としての基盤であり運営の主財源である会費収入が減少しており、講習会を始めとした各種事業収入や補助金収入なども不安定で、厳しい運営が続いています。会計統合をしてみてもわかったことは、本会ばかりではなく、各支部においてもその内情においては厳しい財務状況に置かれているという実態でした。長野県建築士会館の運営（耐震診断はすでに完了しており、耐震補強工事が必要となっています）や証紙等販売などの収益事業をこれからも継続していかななくてはならないのは、このような厳しい財務状況に起因しています。収益事業の金額が圧倒的に大きいため、現時点での公益事業比率は25～30%となっています。

## 第2節 基本姿勢

次に、移行問題を検討する際と結論をまとめる際の基本姿勢について、改めて確認しておきたいと思えます。

### ■検討に対する基本姿勢

新法人への移行問題は、通常の事業内容に関する課題とは異質の重要なことであり、一部の役員だけで考えれば事足りるという内容ではありません。基本的な事項

は組織運営検討特別委員会及び移行推進会議で研究してもらうことにしていましたが、できるだけ多くの会員に、将来の長野県建築士会の活動に関する問題として、それぞれが正面から向き合ってもらいたいということと呼びかけてきました。それは、将来において、長野県建築士会が自らの意志で活動していくことができるようになる基礎を培うことに結びついたと思っています。

#### ■判断に対する基本姿勢

検討の経過においてどのような道筋を進むかはわかりませんでした。最終的な局面における判断にあたって堅持したい基本姿勢について、初期の段階から繰り返し述べてきました。組織体制の変更や会計統合などの諸手続きの検討にあたってこの基本姿勢から外れた議論は避けなければならないと考えてきました。今後も検討しなければならない内容が控えていますが、その際においてもこの姿勢だけは崩さないで進めていただきたいと思います。

- ・ 解散しない—選択しなければ解散となってしまうため、どちらかの法人に確実に移行する
- ・ 分裂しない—長野県全域が一つの団体としてまとまっていくという方針のもとに会計も統合していく
- ・ 持続する—移行することだけが目的ではなく、その後も行き詰ることなく活動を継続する

### 第3節 新法人への移行選択

上記の諸事情を踏まえ、移行選択判断について総括していきたいと思います。

改めて振り返ってみると、私たちが費やした5年間の前半期における議論は、精神的なニュアンスの強いものであったと思います。つまり、「建築士会の使命」を高くかざし、「公益社団法人」に移行するために求められている条件に合致するように自身の現実を整備しようとする研究だったと言っても良いだろうと思います。

最終的な移行までの限られた時間の中で結論を導くために、最終段階に入ってから、現実論的なニュアンスの議論に至りました。先述したように、“長野県建築士会が、会員の精神的拠り所として、さらには「社会貢献」活動の基盤として、永続的に持続していく”という基本姿勢を崩すことはできませんから、現実と理想の一致を将来に渡って持続し続けていくことができるかという模索は非常に重要なものでした。様々な局面からシミュレ

ーションを繰り返した結果、定められた条件整備と会員の意識共有のためには、容易に予測できない期間が必要だろうということが確認されました。

#### ■現実的な選択

現時点での長野県建築士会にとっては「一般社団法人」に生まれ変わるのが現実的であるというのが、最終的に導かれた結論です。

そこには、大きく分けて二つの理由があります。

一つは、会員の会費で運営されているという基本状況はともかくとしても、長野県建築士会全体における現在の事業構成や収益事業への依存体質のままでは、法制の定めた50%以上の公益事業比率という条件の領域に入ることができないという事実です。改正された公益法人制度が定めている条件は、「建築士会の使命」意識とは全く別次元のものとなっています。私たちは、公益活動に取り組んでいる団体であれば、あるいは公益活動に対して積極的な意欲を持っている団体であれば、「公益社団法人」になるのが当然であると理解してきたと思います。しかし、公益法人制度改革法案は、公益目的事業に対する使命感の有無ではなく、あくまでも数的基準によってのみ区分けをしているのです。

もう一つは、公益事業や「社会貢献」活動に対する会員間あるいは支部間の意識の共有には、今後それなりの時間（年数）を要する可能性があるだろうという認識です。「公益社団法人」への移行にあたっては、上記の数的基準条件を満たすこと以上に、不特定多数者や非会員である建築士をも対象とした公益活動といった類の外に対して開放的な価値観を共有していくことが大切だと思われまます。60年間に渡って築かれてきた長野県建築士会の体質は「研鑽」と「交流」でした。それは長野県建築士会にとって良い意味での持ち味を形づくってきたと思われまますが、「社会貢献」という視点から見れば閉鎖的な共益的な体質となってしまうところも感じられます。徐々に開放的な事業を展開し始めてはいるものの、今後より広く一般社会に向けた「社会貢献」を根付かせて、“新生長野県建築士会”としての新しい体質を形成していくためには、会員一人ひとりが意識を変えるべく理解を深めていかななくてはなりませんし、社会の時勢を見ていく必要もあるだろうと思います。

#### 第4節 将来ビジョン

私たちは、法制が定めている条件と組織の現実に沿って「一般社団法人」へ移行します

が、それでもなお、心のどこかで「建築士会の使命」を強く感じています。社会に貢献したいという建築士たちの思いと、一般にはわかりづらい専門的な知識を活かして社会に貢献してほしいという地域の期待とが交差したところに、私たちの新たな展望や活動の可能性というものがあるのだと思います。公益活動や「社会貢献」事業に取り組みたいと考えている会員もいますし、すでに積極的に取り組んでいる支部もあります。そうした思いを優先して、当然「公益社団法人」に移行するべきだと考えれば、「一般社団法人」への移行は後ろ向きの本意な結果であり、卑屈な思いすら漂ってしまいそうです。しかし、今はまだ状況が熟していないという理解が、最も的確な表現なのではないでしょうか。

長野県建築士会が「一般社団法人」に移行することによって、私たちが望む公益目的事業に取り組むことができなくなるということではありません。法制の条件とは関係なく、「建築士会の使命」に従って積極的に活動することについて、何の問題もありません。むしろ、“自由に”「社会貢献」に取り組んでいくことができると考えれば、胸を張って歩んでいくことができます。そして、そうした活動の蓄積の先に「建築士の使命」を具体化していくのだという将来ビジョンを掲げたいと思います。全会員が一致団結して、“新生長野県建築士会の将来ビジョン”を共有していきましょう。今後、社会からきちんと評価されるような内容の公益目的事業を展開できるか否かが、このビジョンの実現を左右することになると思います。

#### ■「公益社団法人」を目指して

私たちは今、胸を張って「一般社団法人」に移行し、自信を持って精一杯の公益活動や「社会貢献」事業を展開していきたいと思います。その歩みの時間を、新しい体質の構築に向けた準備のための時間にしていきたいと思います。そしていつの日か、「建築士会の使命」を社会に向けて、さらに明確に表現するための「公益社団法人」へ移行したいと思います。

社会に向けた公益の理念と会員としての共益の価値観との相克意識が、しばらくの間、続いていくのは仕方のない状況だと思います。公益の理念が社会的弱者救済のような感覚であってはなりません。建築士会の社会貢献が会員一人ひとりにとってアドヴァンテージになる日が来るように、今は静かに期待したいと思います。

一部の会員だけが先走っても、足並みが乱れるだけに過ぎません。また一部の会員が無理解であっても、同じ結果になります。建築士は専攻建築士の分類に見られるように幅広い業務分野で活躍していますが、建築士会の会員としては全員が平等

の立場です。全会員が横一線に並んで、歩調をそろえて、たとえ少しずつであっても、ビジョンに向かって歩いていくことが重要だと思います。

#### ■課題

この“ビジョン”の実現への道が、決して平坦ではないことは容易に察せられると思います。漫然と歩んでいても、「公益社団法人」が向こうからやってきてくれるわけではありません。「公益社団法人」に向かっていくためには、明確な意志を持って、改善しなければならないところがたくさんあります。

最も重要で目つ困難な課題は、繰り返し述べてきたように、一人ひとりの会員が公益に対する視野を開き、集団としてその価値観を共有していくことです。どれだけの時間が必要であるのか、現時点で推し量ることはできませんが、今からスタートするつもりで動き始めましょう。

それから、事業内容を根本的に見直すことも必須の条件です。長野県建築士会館の運営という事業を抱えている限り、今の状況は変わらないと思います。また、証紙等の販売についても、それに代わる新しい財源を確保しつつ手放していくことを考えなければ、変化は起きません。これらを超える大型の公益事業を計画していくという選択肢もあろうかと思いますが、継続できる内容でなければなりません。

さらに、慢性的に逼迫した財務状況を改善し、健全な運営ができる団体組織になることも最低限必要なことだと思います。今はまだ法人組織として一人前とは言えない状況にあるのです。基本的に会費だけで運営できることが最良ですが、経費削減についても避けて通れない事態になっています。支部のあり方についても抜本的な検討を迫られていることに気が始めています。会費の用途に対する意識も開放し、広い分野や地域での社会貢献に充てられるようになりたいと思います。

どれをとっても容易ではありません。いつまでも、過去や現状にこだわるのではなく、未来の長野県建築士会の生き様をイメージしてほしいと思います。

#### おわりに

ここにまとめた“新生長野県建築士会の将来ビジョン”は、会員の声を元に、会長の立場で整理をさせていただいたものです。ここまで熱心に検討を重ねてくださった組織運営検討特別委員会、顧問・役員・理事をはじめ、全ての会員に心から御礼を申し上げます。そして、これからも共にビジョンの実現に向けて頑張ることを誓い合いたいと思います。